

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年6月16日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル３資産ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル３資産ファンド

（愛称として「ワンプレートランチ」という名称を用いることがあります。）

以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

５兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ワンプレ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、３.３％（税抜き３.０％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年6月17日から2022年12月15日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用
ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、G 2 0 α 債券マザーファンド、グローバル好利回り株式マザーファンド、新興国高配当株式マザーファンドおよびグローバル・リート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）を組み入れることにより、実質的に、世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式、債券および不動産投信であり、ファンドの収益はそれぞれの市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
-------	---------	---

一部の組入マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ（投資信託証券への投資を目的とする投資信託）の投資形態で行うため、当ファンドとマザーファンドを一体とみなした場合、ファンド・オブ・ファンズの性質を有します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投 信)資産配分固定 型))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		

資産配分固定型 資産配分変更型				
--------------------	--	--	--	--

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2005年 9 月30日	信託契約締結、設定、運用開始。
2013年12月20日	投資対象マザーファンドについて、「グローバル好利回り債券マザーファンド」から「G20α債券マザーファンド」に変更するとともに、「新興国高配当株式マザーファンド」を追加。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（二）投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、グローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・フランス

役割：当ファンドが主要投資対象とするグローバル・リート・マザーファンドに関する資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用の指図を行います。

運用委託先を、以下「ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・グループ」ということがあります。なお、将来、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・グループ内の組織変更等に伴い、運用委託先の形式的な変更が生じることがあります。

〔参考情報：投資顧問会社〕

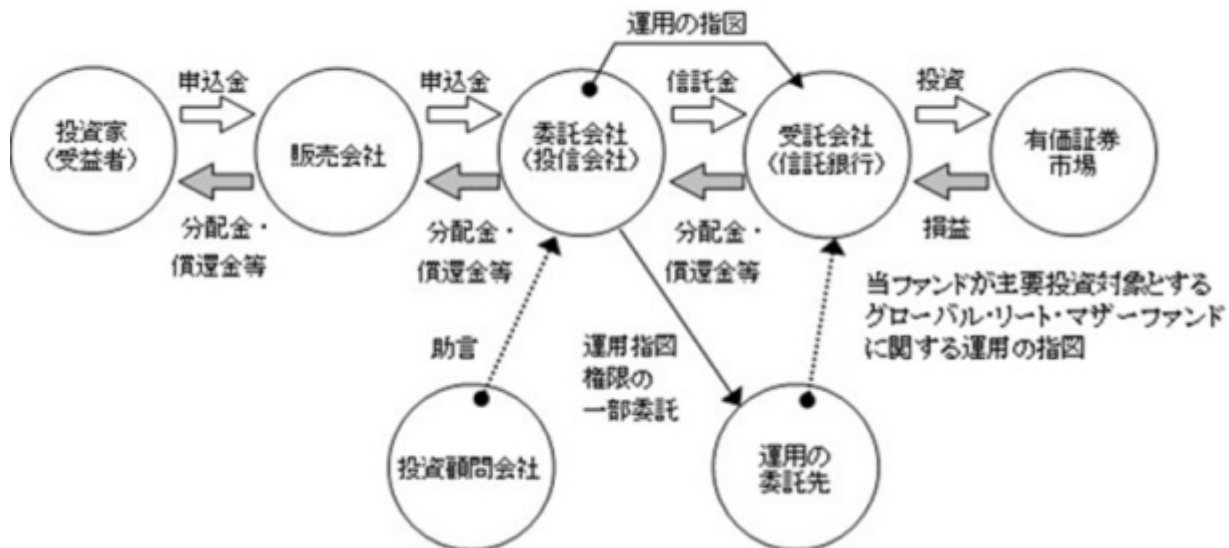
以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドが投資対象とする新興

国高配当株式マザーファンドの運用に関し、助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

スミトモ ミツイ ＤＳ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッド

当ファンドの投資対象である新興国高配当株式マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して、主として、銘柄選定に関する助言を行います。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2022年4月28日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年 7 月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年 2 月20日	証券投資顧問業の登録
1987年 6 月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年 1 月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年 2 月 5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年 1 月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月 1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年 4 月 1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年 4 月 1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2022年4月28日現在）

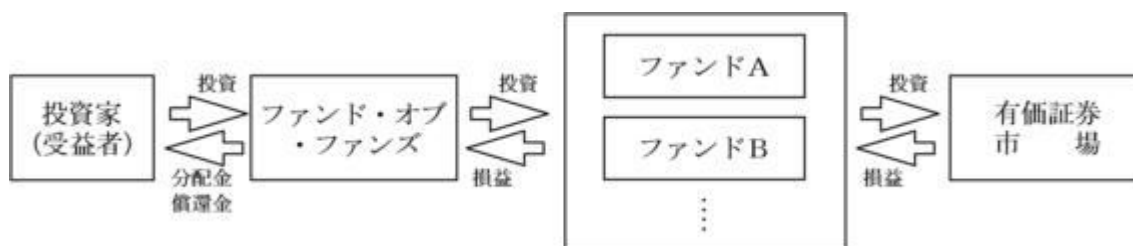
名称	住所	所有 株式数 （株）	比率 （％）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1

株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



なお、当ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、マザーファンドを通じて行います。

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- （イ）世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の３つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。
- （ロ）債券、株式、リートへの投資割合は、１：１：１を基本とします。
- （ハ）外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
- （ニ）資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

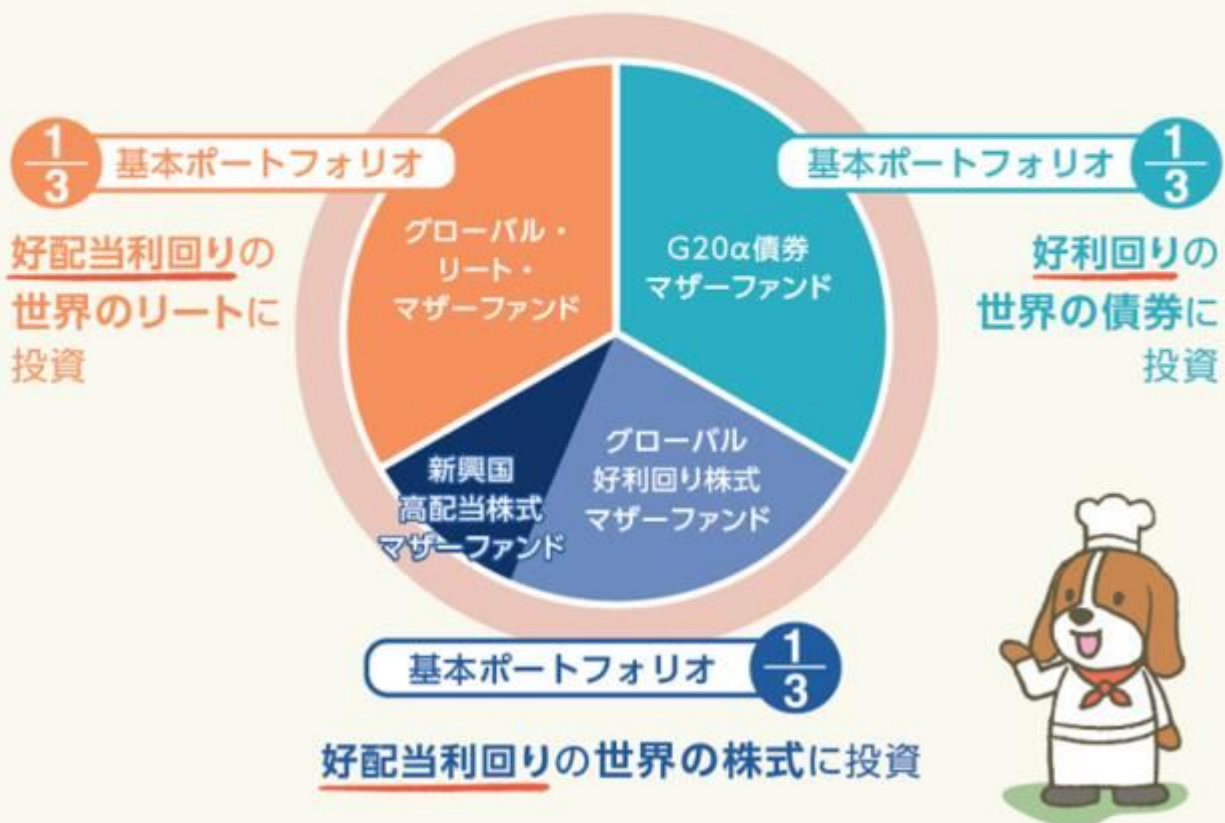
世界の債券、株式、不動産投資信託（リート）の3つの異なる資産に分散投資を行い、配当等収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。

- 各資産は、好利回りに着目して運用します。
- 実際の運用は、マザーファンドへの投資を通じて行います。

2

債券、株式、リートへの投資割合は、1:1:1を基本とします。

▶ 3資産に分散投資を行いながらファンドの安定的な成長を目指します。



※新興国株式への投資は、世界の株式部分の1/3程度を基本とします。(2022年4月現在のものであり、今後変更される場合があります。)

3

外貨建資産については、
原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4

毎月決算（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日）を行い、
分配方針に基づき分配を行います。

■ 原則として安定した分配を目指します。

■ 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



※ 上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*1 スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドから投資助言を受けます。なお、**同社は委託会社の子会社(100%出資)**です。

*2 BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに運用指図に関する権限を委託します。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ

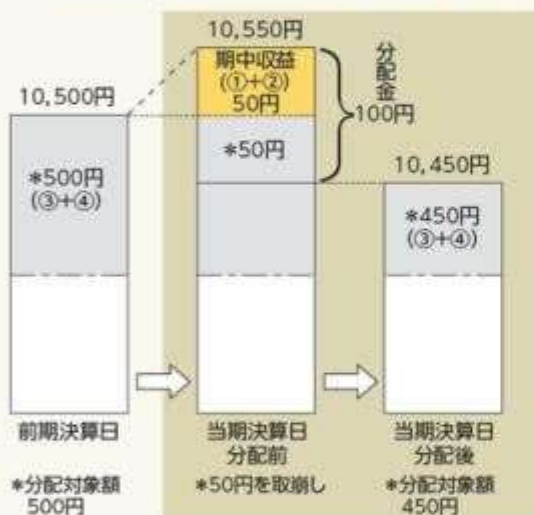


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

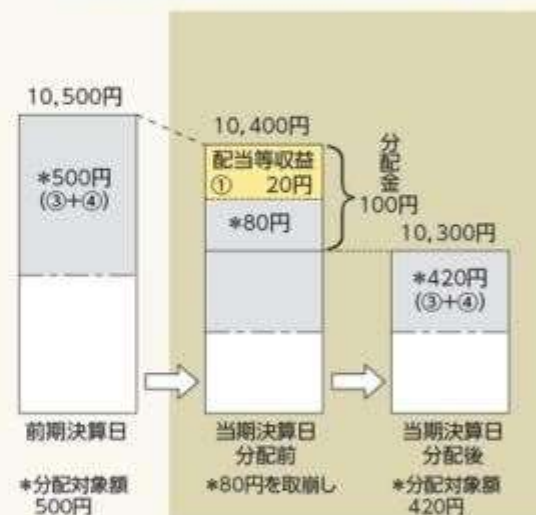
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．金銭債権
- ３．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するものの
- ４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- ６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第４号の証券および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、第１号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。

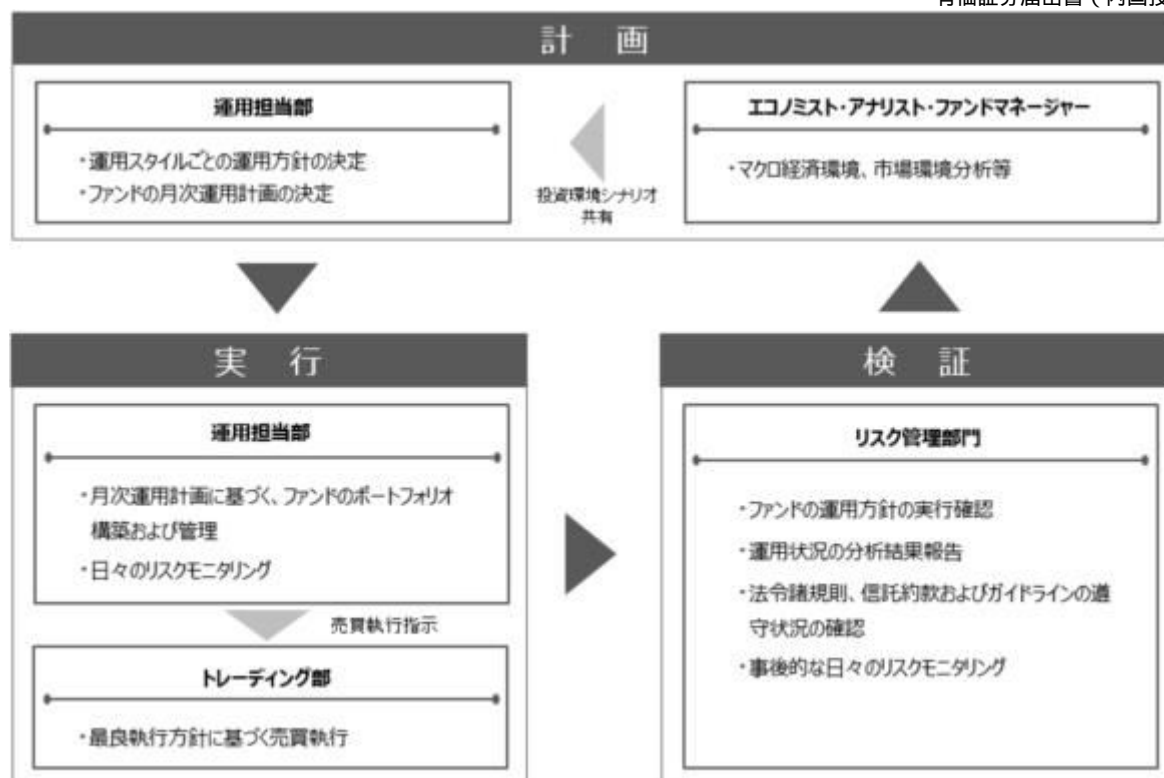
ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

〔グローバル・リート・マザーファンドの運用体制について〕

ファンドの主要投資対象の一つであるグローバル・リート・マザーファンドの運用は、運用の委託先であるBNPパリバ・アセットマネジメント・フランスが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（資金配分（為替取引を含む）およびリート取引にかかる運用、運用状況の報告などを行います。）。

なお、BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスは、リート取引に関して、北米銘柄の選定についてはJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクの助言を受け、またアジア・オセアニア地域の銘柄選定については三井住友DSアセットマネジメント株式会社の助言を受けます。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用の委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用の委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

〔参考情報〕BNPパリバ・アセットマネジメント・グループの運用体制

BNPパリバ・アセットマネジメント・グループでは、不動産はローカルな資産クラスであり、不動産関連有価証券投資には現地市場の知識が必要であると考えています。各国・地域のきめ細かいリサーチを実施することが、良好なリターンを獲得するための重要なプロセスであると考えております。

また運用手法は、トップダウンとボトムアップを組み合わせた投資プロセスを堅持しています。トッ

プダウンのパートでは、ポートフォリオの国別配分を決定します。国別配分戦略の決定に際しては、配当利回りの水準、その水準の予想持続可能性、為替見通し、十分な分散の実現度合い等が重要なファクターとなります。ボトムアップのパートでは、個別銘柄のポートフォリオへの組入れを決定します。個々のリートは、経営陣の強さ、不動産ポートフォリオのクオリティ、財務の健全性、証券の流動性などによって詳細な個別銘柄の分析を行います。

（４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月20日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ホ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ヘ 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の対円での為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ト 資金の借入れ
（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （二）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（Ｇ２０α債券マザーファンド）

（１）投資方針等

イ 基本方針

日本を含む世界のソブリン債券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

ロ 投資態度

（イ）主として、日本を含む世界のソブリン債券に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

１．Ｇ２０構成国・地域（ＥＵ加盟国を含む）の自国通貨建てソブリン債券を主要投資対象とします。

２．投資対象とする債券は、自国通貨建てを中心としますが、自国通貨以外の通貨建て債券に投資を行う場合があります。また、自国通貨以外の通貨建て債券に投資する際、実質的に自国通貨建てとなるよう為替取引を行う場合があります。

ソブリン債券には国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。

（ロ）投資対象国と通貨別配分については、信用力、流動性、金利・経済状況、通貨分散等を勘案し決定します。

（ハ）保有する債券の平均格付けは、原則として、ＢＢＢ格相当以上とします。ただし、市場環境によってはＢＢＢ格相当を下回る場合があります。

（ニ）市場動向に応じて対円での為替ヘッジを行う場合があります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．約束手形
- ４．金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）

- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ハ）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
- （ニ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（グローバル好利回り株式マザーファンド）

（１）投資方針等

イ 基本方針

世界の主要国の上場株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）世界の主要国の上場株式を主要投資対象とします。
- （ロ）主要国の好配当銘柄に分散投資を行い、配当収入等による安定収益に加え、中長期的な信託財産の成長を狙います。
配当利回りと増配期待に着目した銘柄選定を行います。
- （ハ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （二）資金動向、市況動向等により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG 2 0 α債券マザーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG 2 0 α債券マザーファンドが投資対象とする有価証券に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG 2 0 α債券マザーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ハ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （二）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （ホ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （ヘ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（新興国高配当株式マザーファンド）

（１）投資方針等

イ 基本方針

新興国の高配当株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）主として、新興国の高配当株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）銘柄選定にあたっては企業収益の成長性や財務健全性に加え、配当余力や配当政策などを勘案し、投資を行います。
- （ハ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （二）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG 2 0 α債券マザーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG 2 0 α債券マザーファンドが投資対象とする有価証券に同じです。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「参考情報：マザーファンドの投資方針等」において記載したG 2 0 α債券マザーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ニ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(グローバル・リート・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本を含む世界各国において上場（準ずるものを含みます。以下同じ。）しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として日本を含む世界各国において上場しているリートに投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

(ロ) 安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指すために、賃貸事業収入比率^{*}の高い銘柄を中心に分散投資します。

^{*} 賃貸事業収入比率：「賃貸事業収入÷営業収益」（実績ベース）

賃貸事業収入比率は、賃貸事業収入の営業収益全体に占める割合のことで、この比率が高いほど、安定的な配当原資を確保していると考えられます。賃貸事業収入比率はリートが発表する決算データに基づいて、BNPパリバ・アセットマネジメント・グループが分析した数値によって計算されたものを使用します。

(ハ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ニ) BNPパリバ・アセットマネジメント・フランスに資金配分（為替取引を含む）およびリートの運用指図に関する権限を委託します。

(ホ) なお資金動向、市場動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号に投資します。ただし、第１号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができますものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）主要投資対象とするリート、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。

（ロ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

（ハ）リートへの投資割合には、制限を設けません。

（二）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（二）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ホ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいために想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ト）市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（チ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（リ）換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

【参考情報】ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・グループの運用リスク管理体制

- ・ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・グループのリスク管理は、様々なレベルで行われます。ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオのポジションを毎日チェックし、戦略的トップダウン・ポリシーと整合性が取れているかどうか、また、運用ガイドラインで許容された範囲におさまっているかを確認します。
- ・ポートフォリオの運用リスクをマルチ・ファクター・モデルによる要因分析によって、正確に把握します。また、運用実績の要因分析によって、リスクとリターンの整合性もチェックします。
- ・運用ガイドラインとの整合性を分析・管理するシステムにより、遵守すべき運用ガイドラインと実際のポートフォリオの運用状況を運用部門だけではなく、リスク管理部門およびコンプライアンス部門も監視します。
- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ポートフォリオが運用ガイドラインで許容されている配分からの逸脱を発見した場合には、運用部門に投資一任契約の規程に従って、逸脱を解消する行動を取るよう指示します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.54%（税抜き1.4%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

また、信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします（投資対象とするリートにおいても、運用報酬等の負担があります。）。

信託報酬の実質的配分は各販売会社の純資産残高に応じて以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き）>

各販売会社の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分に対して	年0.700%	年0.650%	年0.05%
50億円以上100億円未満の部分に対して	年0.675%	年0.675%	年0.05%
100億円以上300億円未満の部分に対して	年0.650%	年0.700%	年0.05%
300億円以上500億円未満の部分に対して	年0.625%	年0.725%	年0.05%
500億円以上の部分に対して	年0.600%	年0.750%	年0.05%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社の報酬には、グローバル・リート・マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受ける投資顧問会社の報酬（ファンドに組み入れられている当該マザーファンドの評価額に対して上限年0.5%）が含まれております。

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0055%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記口、八にかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

リートを主要投資対象とするマザーファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、マザーファンドの約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリートの銘柄や構成比は流動的となります。

リートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。

したがって、委託会社において、マザーファンドが組み入れる様々なリートの費用等を網羅的に調査し、当ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および投資対象のリートの組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

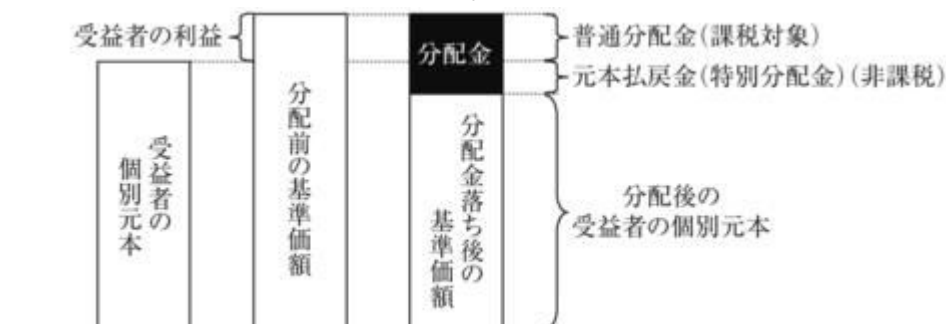
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対 象 と な る 投 資 信 託	公募株式投資信託	
非 課 税 対 象	公募株式投資信託から生じる 配当所得 および 譲渡所得	
利 用 対 象 と な る 方	20歳以上 *1の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0～19歳 *1の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非 課 税 の 期 間	最長 5年間 (新規の購入は2023年まで)*2	
利 用 で き る 限 度 額	120万円 /年 (最大 600万円)	80万円 /年 (最大 400万円)

*1 2023年は成年年齢の引下げにより、NISAは18歳以上、ジュニアNISAは0～17歳になる予定です。
*2 2024年以降、NISA制度が見直しされます。また、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2022年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

グローバル3資産ファンド

2022年4月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	21,600,728,818	97.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	560,084,370	2.53
合計（純資産総額）		22,160,813,188	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル3資産ファンド

イ 主要投資銘柄

2022年4月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
--------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

日本	親投資 信託受 益証券	グローバル・ リート・マザー ファンド	2,198,570,893	3.4106	7,498,445,888	3.3214	7,302,333,364	32.95
日本	親投資 信託受 益証券	G 2 0 α 債券マ ザーファンド	4,613,277,742	1.6023	7,391,854,926	1.5739	7,260,837,838	32.76
日本	親投資 信託受 益証券	グローバル好利 回り株式マザー ファンド	1,385,198,490	3.6307	5,029,240,158	3.4615	4,794,864,573	21.64
日本	親投資 信託受 益証券	新興国高配当株 式マザーファン ド	1,712,894,710	1.3823	2,367,734,357	1.3093	2,242,693,043	10.12

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2022年4月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.47
合 計	97.47

【投資不動産物件】

グローバル３資産ファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

グローバル３資産ファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

グローバル３資産ファンド

年月日	純資産総額 （円）		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定14期（2012年 9月20日）	83,006,647,407	85,099,044,802	5,127	5,247
特定15期（2013年 3月21日）	90,088,698,382	91,881,744,130	6,355	6,475
特定16期（2013年 9月20日）	82,197,260,265	83,793,112,088	6,454	6,574
特定17期（2014年 3月20日）	73,776,029,454	75,201,121,593	6,527	6,647
特定18期（2014年 9月22日）	73,047,942,904	74,323,687,237	7,209	7,329
特定19期（2015年 3月20日）	66,460,704,614	67,578,257,146	7,561	7,681

特定20期（2015年 9月24日）	53,437,190,076	54,426,136,172	6,747	6,867
特定21期（2016年 3月22日）	49,580,255,193	50,498,259,858	6,622	6,742
特定22期（2016年 9月20日）	43,796,336,763	44,670,147,803	6,139	6,259
特定23期（2017年 3月21日）	42,936,964,872	43,754,737,481	6,561	6,681
特定24期（2017年 9月20日）	40,758,314,962	41,505,946,098	6,802	6,922
特定25期（2018年 3月20日）	35,056,203,111	35,729,145,352	6,455	6,575
特定26期（2018年 9月20日）	33,202,202,258	33,833,599,911	6,491	6,611
特定27期（2019年 3月20日）	31,362,656,963	31,958,068,938	6,478	6,598
特定28期（2019年 9月20日）	29,300,490,338	29,862,386,763	6,386	6,506
特定29期（2020年 3月23日）	20,867,616,675	21,391,166,659	4,953	5,073
特定30期（2020年 9月23日）	22,606,503,707	23,103,357,638	5,542	5,662
特定31期（2021年 3月22日）	24,547,981,033	24,980,920,303	6,486	6,596
特定32期（2021年 9月21日）	22,705,306,666	22,916,471,322	6,783	6,843
特定33期（2022年 3月22日）	22,020,770,116	22,211,198,016	7,147	7,207
2021年 4月末日	24,595,672,377	-	6,731	-
5月末日	24,593,198,023	-	6,835	-
6月末日	24,247,549,101	-	6,886	-
7月末日	23,998,811,835	-	6,911	-
8月末日	23,708,731,889	-	6,954	-
9月末日	22,800,488,881	-	6,837	-
10月末日	23,325,518,413	-	7,122	-
11月末日	22,514,029,839	-	6,996	-
12月末日	22,840,893,028	-	7,219	-
2022年 1月末日	21,762,647,370	-	6,973	-
2月末日	21,471,231,154	-	6,925	-
3月末日	22,671,392,516	-	7,410	-
4月末日	22,160,813,188	-	7,363	-

（注）分配付純資産総額（分配付 1 万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1 万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落 1 万口当たりの純資産額）に加算したものです。

【分配の推移】

グローバル 3 資産ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
特定14期	2012年 3月22日～2012年 9月20日	120
特定15期	2012年 9月21日～2013年 3月21日	120
特定16期	2013年 3月22日～2013年 9月20日	120
特定17期	2013年 9月21日～2014年 3月20日	120
特定18期	2014年 3月21日～2014年 9月22日	120
特定19期	2014年 9月23日～2015年 3月20日	120
特定20期	2015年 3月21日～2015年 9月24日	120
特定21期	2015年 9月25日～2016年 3月22日	120
特定22期	2016年 3月23日～2016年 9月20日	120

特定23期	2016年 9月21日～2017年 3月21日	120
特定24期	2017年 3月22日～2017年 9月20日	120
特定25期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	120
特定26期	2018年 3月21日～2018年 9月20日	120
特定27期	2018年 9月21日～2019年 3月20日	120
特定28期	2019年 3月21日～2019年 9月20日	120
特定29期	2019年 9月21日～2020年 3月23日	120
特定30期	2020年 3月24日～2020年 9月23日	120
特定31期	2020年 9月24日～2021年 3月22日	110
特定32期	2021年 3月23日～2021年 9月21日	60
特定33期	2021年 9月22日～2022年 3月22日	60

【収益率の推移】

グローバル３資産ファンド

	収益率（％）
特定14期	0.6
特定15期	26.3
特定16期	3.4
特定17期	3.0
特定18期	12.3
特定19期	6.5
特定20期	9.2
特定21期	0.1
特定22期	5.5
特定23期	8.8
特定24期	5.5
特定25期	3.3
特定26期	2.4
特定27期	1.6
特定28期	0.4
特定29期	20.6
特定30期	14.3
特定31期	19.0
特定32期	5.5
特定33期	6.3

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

グローバル３資産ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定14期	492,456,754	30,942,580,487
特定15期	386,313,230	20,518,191,497
特定16期	326,628,193	14,724,102,519
特定17期	282,777,413	14,621,832,362
特定18期	283,768,974	11,984,153,804
特定19期	192,133,413	13,625,640,234
特定20期	163,522,288	8,851,753,822
特定21期	141,955,794	4,474,072,250
特定22期	150,653,172	3,685,336,844
特定23期	122,823,555	6,021,476,978
特定24期	91,659,727	5,609,552,819
特定25期	91,387,933	5,703,856,181
特定26期	82,990,722	3,244,512,026
特定27期	79,426,217	2,815,347,019
特定28期	77,814,249	2,606,855,638
特定29期	85,555,554	3,842,059,070
特定30期	112,986,144	1,451,539,054
特定31期	91,565,559	3,035,071,426
特定32期	44,863,957	4,416,114,373
特定33期	45,692,016	2,708,360,415

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

G 2 0 α 債券マザーファンド

2022年4月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	1,843,164,524	25.39
	中国	1,271,553,510	17.51
	日本	641,197,520	8.83
	フランス	593,515,433	8.17
	ドイツ	483,345,078	6.66
	南アフリカ	345,453,419	4.76
	イタリア	267,751,274	3.69
	インドネシア	240,510,600	3.31
	スペイン	221,367,557	3.05
	イギリス	189,664,146	2.61
	オーストラリア	162,677,083	2.24
	メキシコ	158,368,706	2.18
	マレーシア	128,251,200	1.77
	タイ	91,471,947	1.26
	カナダ	81,439,465	1.12
	ベルギー	72,146,023	0.99
	スウェーデン	32,980,838	0.45

	シンガポール	19,723,179	0.27
	デンマーク	18,973,600	0.26
	小計	6,863,555,102	94.53
特殊債券	国際機関	144,614,647	1.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	252,513,756	3.48
合計（純資産総額）		7,260,683,505	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	706,547,209	9.73
為替予約取引	売建	-	718,579,926	9.90

グローバル好利回り株式マザーファンド

2022年4月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,858,137,542	59.61
	フランス	476,882,647	9.95
	イギリス	396,743,217	8.27
	日本	364,184,000	7.60
	スイス	165,842,720	3.46
	オーストラリア	106,756,317	2.23
	ドイツ	105,154,296	2.19
	カナダ	56,795,151	1.18
	オランダ	55,306,898	1.15
	香港	39,375,160	0.82
	アイルランド	29,478,619	0.61
	小計	4,654,656,567	97.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	140,250,669	2.92
合計（純資産総額）		4,794,907,236	100.00

新興国高配当株式マザーファンド

2022年4月28日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	台湾	309,223,620	13.79
	ケイマン諸島	295,552,008	13.18
	インドネシア	241,717,500	10.78
	韓国	193,903,020	8.65
	中国	193,572,599	8.63
	ブラジル	178,305,912	7.95
	香港	106,844,283	4.76
	インド	94,739,105	4.22
	南アフリカ	78,982,898	3.52
	メキシコ	78,897,104	3.52
	チリ	75,062,636	3.35

	シンガポール	55,828,821	2.49
	タイ	48,133,800	2.15
	バミューダ	38,294,724	1.71
	マレーシア	32,637,010	1.46
	チェコ	27,942,998	1.25
	イギリス	10,653,073	0.48
	ロシア	6,884,603	0.31
	小計	2,067,175,714	92.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	175,515,557	7.83
合計（純資産総額）		2,242,691,271	100.00

グローバル・リート・マザーファンド

2022年4月28日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資証券	アメリカ	22,101,102,574	39.34
	日本	10,953,819,850	19.50
	オーストラリア	7,268,724,207	12.94
	シンガポール	3,896,011,507	6.93
	カナダ	3,466,059,424	6.17
	香港	2,560,274,707	4.56
	イギリス	2,206,277,168	3.93
	ベルギー	1,063,935,730	1.89
	スペイン	675,133,172	1.20
	小計	54,191,338,339	96.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,989,028,156	3.54
合計（純資産総額）		56,180,366,495	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

G 2 0 α 債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年4月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,020,000	12,220.44	613,465,992	12,188.22	611,848,799	1.500	2026/08/15	8.43
中国	国債証券	CHINA GOVT BOND	30,000,000	1,976.19	592,857,936	1,971.15	591,344,286	2.850	2027/06/04	8.14
中国	国債証券	CHINA GOVT BOND	20,000,000	2,019.67	403,933,311	2,015.79	403,158,885	3.280	2027/12/03	5.55
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	39,280,000	883.75	347,137,628	879.46	345,453,419	10.500	2026/12/21	4.76
日本	国債証券	1 5 8 2 0 年国債	337,650,000	100.54	339,476,686	100.40	339,014,106	0.500	2036/09/20	4.67
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,090,000	15,556.75	325,136,124	15,356.38	320,948,238	4.375	2038/02/15	4.42

日本	国債証券	15720年国債	313,400,000	96.60	302,747,534	96.42	302,183,414	0.200	2036/06/20	4.16
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,000,000	13,572.95	271,458,971	13,558.69	271,173,728	0.000	2024/03/15	3.73
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,940,000	11,072.81	214,812,532	10,996.78	213,337,600	0.875	2030/11/15	2.94
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	1,670,000	12,564.41	209,825,660	12,554.77	209,664,607	0.000	2029/11/25	2.89
中国	国債証券	CHINA GOVT BOND	10,000,000	1,993.05	199,305,056	1,989.30	198,929,577	3.030	2026/03/11	2.74
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOV'T	20,300,000,000	0.99	201,426,750	0.97	196,950,600	8.375	2026/09/15	2.71
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,070,000	9,622.11	199,177,574	9,396.60	194,509,621	1.125	2040/05/15	2.68
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,430,000	11,779.09	168,441,024	11,747.39	167,987,720	1.250	2028/04/30	2.31
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	1,200,000	14,031.78	168,381,387	13,977.18	167,726,143	1.500	2031/05/25	2.31
国際機関	特殊債券	INTL FIN CORP	6,000,000	2,439.24	146,354,300	2,410.24	144,614,647	6.750	2024/08/27	1.99
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,500,000	9,359.91	140,398,660	9,320.48	139,807,195	3.250	2025/04/21	1.93
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	980,000	13,746.68	134,717,416	13,678.22	134,046,524	1.450	2029/04/30	1.85
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	1,000,000	13,065.76	130,657,593	13,087.08	130,870,846	0.000	2027/02/25	1.80
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	680,000	19,235.29	130,799,997	19,067.68	129,660,221	5.500	2031/01/04	1.79
マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVT	5,000,000	2,638.32	131,916,153	2,565.02	128,251,200	2.632	2031/04/15	1.77
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	960,000	12,992.70	124,729,882	12,976.07	124,570,302	2.875	2023/10/31	1.72
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	810,000	13,173.47	106,705,127	13,099.85	106,108,806	0.850	2027/01/15	1.46
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	670,000	15,458.27	103,570,402	14,762.14	98,906,339	3.450	2048/03/01	1.36
イギリス	国債証券	UK GILT	400,000	23,138.18	92,552,727	22,902.33	91,609,334	4.500	2042/12/07	1.26
タイ	国債証券	THAILAND GOVT	23,000,000	407.32	93,683,521	397.70	91,471,947	3.580	2027/12/17	1.26
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000	17,799.84	88,999,211	17,464.21	87,321,032	4.200	2037/01/31	1.20
カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	910,000	9,045.32	82,312,426	8,949.39	81,439,465	1.250	2030/06/01	1.12
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,000,000	551.76	77,247,055	544.96	76,294,578	5.500	2027/03/04	1.05
ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	540,000	13,472.57	72,751,879	13,360.37	72,146,023	1.000	2031/06/22	0.99

ロ 種類別投資比率

2022年4月28日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	94.53
特殊債券	1.99
合 計	96.52

グローバル好利回り株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年4月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	10,845	22,142.01	240,130,139	20,133.09	218,343,322	4.55
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	18,706	11,308.75	211,541,544	10,906.71	204,020,924	4.25
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	5,000	38,272.71	191,363,543	36,736.70	183,683,487	3.83
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	4,250	39,663.11	168,568,209	38,864.18	165,172,748	3.44
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	7,184	20,147.26	144,737,923	20,310.91	145,913,600	3.04
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲 料・タバ コ	6,310	22,279.89	140,586,131	22,531.17	142,171,689	2.97
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・ 半導体製 造装置	6,484	23,073.67	149,609,686	21,827.60	141,530,128	2.95
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	2,135	69,288.02	147,929,926	66,209.56	141,357,403	2.95
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	7,270	19,116.71	138,978,512	18,426.70	133,962,093	2.79
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	3,626	36,763.76	133,305,386	36,495.73	132,333,514	2.76
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	13,882	10,544.61	146,380,328	9,441.57	131,067,905	2.73
スイス	株式	SIKA AG-REG	素材	3,164	41,358.48	130,858,230	39,404.85	124,676,945	2.60
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲 料・タバ コ	14,543	8,384.92	121,941,894	8,448.06	122,860,159	2.56

イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,757	16,961.70	114,610,206	16,981.08	114,741,189	2.39
アメリカ	株式	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	銀行	5,080	22,943.52	116,553,096	21,961.61	111,564,977	2.33
イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	20,458	5,293.67	108,297,814	5,377.67	110,016,303	2.29
日本	株式	三井物産	卸売業	34,500	3,294.00	113,643,000	3,150.00	108,675,000	2.27
フランス	株式	TOTAL ENERGIES SE	エネルギー	17,649	6,430.87	113,498,447	6,130.01	108,188,509	2.26
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,500	77,009.31	115,513,969	72,102.32	108,153,486	2.26
オーストラリア	株式	BHP GROUP LTD	素材	25,303	4,875.69	123,369,558	4,219.12	106,756,317	2.23
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9,765	11,054.90	107,951,092	10,877.07	106,214,613	2.22
アメリカ	株式	AMERICAN WATER WORKS CO INC	公益事業	5,191	21,182.01	109,955,797	20,133.09	104,510,851	2.18
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	6,448	16,896.12	108,946,202	15,646.18	100,886,576	2.10
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	3,096	32,910.84	101,891,973	31,846.46	98,596,641	2.06
フランス	株式	TELEPERFORMANCE	商業・専門サービス	2,154	44,185.50	95,175,564	45,489.47	97,984,311	2.04
イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	17,192	6,711.99	115,392,480	5,664.40	97,382,366	2.03
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	4,318	20,541.57	88,698,510	20,535.13	88,670,689	1.85
日本	株式	オリックス	その他金融業	36,900	2,400.00	88,560,000	2,374.00	87,600,600	1.83
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲料・タバコ	10,345	8,402.96	86,928,627	8,253.48	85,382,281	1.78
フランス	株式	VEOLIA ENVIRONNEMENT	公益事業	20,608	3,713.59	76,529,708	3,709.52	76,445,732	1.59

口 種類別・業種別投資比率

2022年4月28日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	建設業	1.36

株式（外国）	食料品	1.11
	情報・通信業	1.03
	卸売業	2.27
	その他金融業	1.83
	エネルギー	11.06
	素材	8.35
	資本財	7.36
	商業・専門サービス	2.04
	運輸	1.01
	耐久消費財・アパレル	1.26
	消費者サービス	2.06
	小売	3.44
	食品・飲料・タバコ	9.60
	家庭用品・パーソナル用品	1.85
	ヘルスケア機器・サービス	2.95
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.48
	銀行	5.58
	各種金融	2.12
	保険	1.18
	不動産	1.03
	ソフトウェア・サービス	2.76
	半導体・半導体製造装置	6.66
	電気通信サービス	1.16
	公益事業	6.51
合 計		97.08

新興国高配当株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年4月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	56,000	2,628.00	147,168,000	2,303.88	129,017,280	5.75
インドネ シア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	銀行	2,750,000	38.36	105,490,334	43.65	120,037,500	5.35
ケイマン 諸島	株式	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	不動産	158,000	573.97	90,687,334	625.60	98,845,116	4.41
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	990,000	89.00	88,106,436	89.98	89,081,784	3.97
インドネ シア	株式	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	電気通信 サービス	2,000,000	33.09	66,189,618	42.93	85,860,000	3.83

韓国	株式	MACQUARIE KOREA INFRA FUND	各種金融	59,000	1,359.04	80,183,520	1,412.70	83,349,300	3.72
メキシコ	株式	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	食品・生 活必需品 小売り	168,574	447.25	75,394,482	468.03	78,897,104	3.52
ケイマン 諸島	株式	CHAILLEASE HOLDING CO LTD	各種金融	75,500	1,112.64	84,004,453	1,027.11	77,546,805	3.46
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS- PREF	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	11,300	7,278.31	82,244,943	5,916.00	66,850,800	2.98
ケイマン 諸島	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	108,000	504.68	54,505,412	561.56	60,648,912	2.70
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・ 半導体製 造装置	17,000	4,214.60	71,648,263	3,539.04	60,163,680	2.68
香港	株式	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	運輸	268,000	212.80	57,029,790	217.07	58,175,403	2.59
シンガ ポール	株式	BOC AVIATION LTD	資本財	57,000	865.44	49,330,102	979.45	55,828,821	2.49
ケイマン 諸島	株式	CHINA YONGDA AUTOMOBILES SER	小売	497,500	163.96	81,570,952	107.06	53,261,554	2.37
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	銀行	82,000	537.88	44,106,022	628.84	51,564,617	2.30
香港	株式	GUANGDONG INVESTMENT LTD	公益事業	300,000	163.10	48,929,856	162.23	48,668,880	2.17
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・ 半導体製 造装置	120,000	495.45	59,453,804	402.08	48,250,080	2.15
タイ	株式	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	銀行	130,000	344.45	44,778,745	370.26	48,133,800	2.15
ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	エネル ギー	27,000	1,839.38	49,663,365	1,715.13	46,308,418	2.06
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	593,000	69.13	40,993,022	76.02	45,082,587	2.01
韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	7,400	5,314.20	39,325,080	5,905.80	43,702,920	1.95
インド	株式	LARSEN & TOUBRO LTD	資本財	14,665	2,900.10	42,530,004	2,834.21	41,563,755	1.85
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	82,500	465.99	38,443,939	489.18	40,357,158	1.80
南アフリ カ	株式	BID CORP LTD	食品・生 活必需品 小売り	15,368	2,580.50	39,657,072	2,615.01	40,187,498	1.79
ブラジル	株式	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	各種金融	111,517	368.12	41,051,609	359.37	40,075,719	1.79
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	53,000	956.69	50,704,701	729.05	38,639,544	1.72
パミュー ダ	株式	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	公益事業	78,000	753.73	58,790,652	490.96	38,294,724	1.71

インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	13,800	2,852.47	39,364,037	2,624.23	36,214,401	1.61
インドネシア	株式	AKR CORPORINDO TBK PT	エネルギー	4,000,000	8.48	33,929,774	8.96	35,820,000	1.60
台湾	株式	WIWYNN CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8,000	4,227.06	33,816,455	4,270.50	34,164,000	1.52

□ 種類別・業種別投資比率

2022年4月28日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	3.66
	素材	0.48
	資本財	6.05
	運輸	2.59
	耐久消費財・アパレル	0.93
	小売	2.37
	食品・生活必需品小売り	5.31
	食品・飲料・タバコ	1.83
	銀行	24.77
	各種金融	10.18
	不動産	7.11
	ソフトウェア・サービス	1.61
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.67
	半導体・半導体製造装置	10.59
	電気通信サービス	4.14
	公益事業	3.88
合 計		92.17

グローバル・リート・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2022年4月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
香港	投資証券	LINK REIT	2,320,300	1,109.99	2,575,514,437	1,103.42	2,560,274,707	4.56
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	234,813	9,356.52	2,197,033,610	9,234.11	2,168,288,507	3.86
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	273,464	7,817.94	2,137,924,104	7,377.24	2,017,408,192	3.59
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	7,380,763	272.35	2,010,143,422	270.52	1,996,607,102	3.55
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	96,946	18,687.28	1,811,656,775	19,102.21	1,851,882,501	3.30

カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	720,560	2,488.15	1,792,858,842	2,437.92	1,756,668,716	3.13
カナダ	投資証券	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	176,510	9,735.61	1,718,433,227	9,684.38	1,709,390,708	3.04
シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	7,415,200	210.70	1,562,381,156	218.16	1,617,686,684	2.88
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	99,481	16,054.67	1,597,134,367	15,751.85	1,567,009,431	2.79
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	140,971	10,714.71	1,510,463,242	10,830.68	1,526,812,213	2.72
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	26,655	52,639.31	1,403,100,808	50,433.23	1,344,297,660	2.39
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	12,929	103,300.00	1,335,565,700	103,300.00	1,335,565,700	2.38
アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	160,103	7,467.44	1,195,559,066	8,337.24	1,334,817,455	2.38
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL LONG WALE REIT	2,730,491	486.01	1,327,045,930	488.76	1,334,557,511	2.38
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	1,897	680,000.00	1,289,960,000	674,000.00	1,278,578,000	2.28
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	580,614	2,077.92	1,206,470,604	2,166.87	1,258,115,638	2.24
シンガポール	投資証券	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	6,912,921	168.75	1,166,529,840	165.95	1,147,195,092	2.04
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	7,967	141,100.00	1,124,143,700	142,100.00	1,132,110,700	2.02
アメリカ	投資証券	UDR INC	147,768	7,419.76	1,096,402,918	7,211.01	1,065,555,875	1.90
ベルギー	投資証券	AEDIFICA	68,171	15,851.36	1,080,603,130	15,606.87	1,063,935,730	1.89
アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	107,506	9,587.18	1,030,679,803	9,418.38	1,012,532,080	1.80
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	6,110	166,100.00	1,014,871,000	161,400.00	986,154,000	1.76
アメリカ	投資証券	KITE REALTY GROUP TRUST	344,264	2,883.89	992,818,405	2,836.21	976,404,517	1.74
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	42,453	20,965.52	890,049,305	21,605.96	917,237,658	1.63
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	278,252	3,238.25	901,050,039	3,252.43	904,994,150	1.61
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	5,525	164,500.00	908,862,500	163,000.00	900,575,000	1.60
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	2,355,335	381.47	898,494,353	375.97	885,535,299	1.58
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	400,617	2,194.52	879,162,380	2,192.10	878,191,644	1.56
日本	投資証券	G L P 投資法人	4,960	178,400.00	884,864,000	175,800.00	871,968,000	1.55
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	76,747	11,652.81	894,318,193	11,093.56	851,397,249	1.52

□ 種類別投資比率

2022年4月28日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	96.46
合 計	96.46

投資不動産物件

G 2 0 α 債券マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル好利回り株式マザーファンド

該当事項はありません。

新興国高配当株式マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル・リート・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

G 2 0 α 債券マザーファンド

2022年4月28日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	2,477,997.22	317,884,302	319,068,929	4.39
	ポーランド・ズロチ	買建	7,000,000.00	208,207,230	200,963,000	2.77
	メキシコ・ペソ	買建	16,000,000.00	101,256,484	100,315,200	1.38
	カナダ・ドル	買建	400,000.00	40,689,400	40,141,320	0.55
	イギリス・ポンド	買建	200,000.00	33,286,568	32,276,360	0.44
	ノルウェー・クローネ	買建	1,000,000.00	14,441,200	13,782,400	0.19
	南アフリカ・ランド	売建	29,000,000.00	250,136,870	233,589,200	3.22
	ユーロ	売建	1,300,000.00	179,414,976	176,624,760	2.43
	オフショア・人民元	売建	6,500,000.00	127,588,324	126,698,000	1.74
	オーストラリア・ドル	売建	1,216,420.00	113,707,523	111,500,514	1.54
	ブラジル・レアル	売建	1,901,326.03	49,015,994	50,575,652	0.70
	スウェーデン・クローナ	売建	1,500,000.00	20,006,250	19,591,800	0.27

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

グローバル好利回り株式マザーファンド

該当事項はありません。

新興国高配当株式マザーファンド

該当事項はありません。

グローバル・リート・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

基準日:2022年4月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2022年 4 月	10円
2022年 3 月	10円
2022年 2 月	10円
2022年 1 月	10円
2021年12月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	6,930円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■グローバル3資産ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	97.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.53
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル・リート・マザーファンド	32.95
日本	親投資信託受益証券	G20α債券マザーファンド	32.76
日本	親投資信託受益証券	グローバル好利回り株式マザーファンド	21.64
日本	親投資信託受益証券	新興国高配当株式マザーファンド	10.12

■G20α債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	25.39
	中国	17.51
	日本	8.83
	フランス	8.17
	ドイツ	6.66
	南アフリカ	4.76
	その他	23.21
特殊債券	国際機関	1.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.48
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.500	2026/08/15	8.43
中国	国債証券	CHINA GOVT BOND	2.850	2027/06/04	8.14
中国	国債証券	CHINA GOVT BOND	3.280	2027/12/03	5.55
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10.500	2026/12/21	4.76
日本	国債証券	158 20年国債	0.500	2036/09/20	4.67
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.375	2038/02/15	4.42
日本	国債証券	157 20年国債	0.200	2036/06/20	4.16
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	0.000	2024/03/15	3.73
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.875	2030/11/15	2.94
フランス	国債証券	FRANCE OAT	0.000	2029/11/25	2.89

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は租入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。



グローバル好利回り株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	アメリカ	59.61
	フランス	9.95
	イギリス	8.27
	日本	7.60
	スイス	3.46
	オーストラリア	2.23
	ドイツ	2.19
	その他	3.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.92
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	4.55
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	4.25
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.83
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	3.44
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.04
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	2.97
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	2.95
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	2.95
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	2.79
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2.76



新興国高配当株式マザーファンド

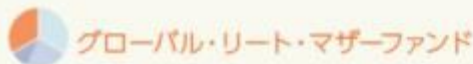
資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	台湾	13.79
	ケイマン諸島	13.18
	インドネシア	10.78
	韓国	8.65
	中国	8.63
	ブラジル	7.95
	香港	4.76
	その他	24.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.83
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	5.75
インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	銀行	5.35
ケイマン諸島	株式	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	不動産	4.41
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3.97
インドネシア	株式	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サービス	3.83
韓国	株式	MACQUARIE KOREA INFRA FUND	各種金融	3.72
メキシコ	株式	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	食品・生活必需品 小売り	3.52
ケイマン諸島	株式	CHAILEASE HOLDING CO LTD	各種金融	3.46
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS -PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.98
ケイマン諸島	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	2.70

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。



資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	39.34
	日本	19.50
	オーストラリア	12.94
	シンガポール	6.93
	カナダ	6.17
	香港	4.56
	イギリス	3.93
	その他	3.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.54
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
香港	投資証券	LINK REIT	4.56
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	3.86
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	3.59
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	3.55
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	3.30
カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	3.13
カナダ	投資証券	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	3.04
シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	2.88
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	2.79
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	2.72

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2022年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる

場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ワンブレ」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2005年９月30日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c．上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の

名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

八 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）は、当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として3月、9月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ２．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- ３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定33期（2021年9月22日から2022年3月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【グローバル３資産ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定32期 （2021年 9月21日現在）	特定33期 （2022年 3月22日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	75,311,326	7,875,770
コール・ローン	465,897,551	320,767,414
親投資信託受益証券	22,267,266,645	21,616,412,283
未収入金	-	150,000,000
流動資産合計	22,808,475,522	22,095,055,467
資産合計	22,808,475,522	22,095,055,467
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,474,359	30,811,690
未払解約金	37,924,114	17,271,232
未払受託者報酬	1,132,420	933,826
未払委託者報酬	30,575,273	25,213,131
その他未払費用	62,690	55,472
流動負債合計	103,168,856	74,285,351
負債合計	103,168,856	74,285,351
純資産の部		
元本等		
元本	33,474,359,037	30,811,690,638
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,769,052,371	8,790,920,522
（分配準備積立金）	672,989,264	643,401,544
元本等合計	22,705,306,666	22,020,770,116
純資産合計	22,705,306,666	22,020,770,116
負債純資産合計	22,808,475,522	22,095,055,467

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定32期 自 2021年 3月23日 至 2021年 9月21日	特定33期 自 2021年 9月22日 至 2022年 3月22日
営業収益		
受取利息	-	2,694
有価証券売買等損益	1,524,544,462	1,549,145,638
営業収益合計	1,524,544,462	1,549,148,332
営業費用		
支払利息	182,255	95,842
受託者報酬	6,681,556	6,153,358
委託者報酬	180,401,851	166,139,785
その他費用	368,919	338,651
営業費用合計	187,634,581	172,727,636
営業利益又は営業損失（ ）	1,336,909,881	1,376,420,696
経常利益又は経常損失（ ）	1,336,909,881	1,376,420,696
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,336,909,881	1,376,420,696
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	45,081,654	7,463,134
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,297,628,420	10,769,052,371
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,462,536,519	813,268,788
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,462,536,519	813,268,788
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,624,041	13,666,601
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,624,041	13,666,601
分配金	211,164,656	190,427,900
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,769,052,371	8,790,920,522

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	特定33期 自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、2021年9月22日から2022年3月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	特定32期 (2021年9月21日現在)	特定33期 (2022年3月22日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	33,474,359,037口	30,811,690,638口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 10,769,052,371円	元本の欠損 8,790,920,522円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.6783円 (1万口当たりの純資産額6,783円)	1口当たり純資産額 0.7147円 (1万口当たりの純資産額7,147円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	特定32期 自 2021年3月23日 至 2021年9月21日	特定33期 自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
-----	---------------------------------------	---------------------------------------

1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 20,168,189円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 18,472,902円
2. 分配金の計算過程	(自2021年3月23日至2021年4月20日) 第187計算期間末における費用控除後の配当等収益（53,594,753円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,415,417円）、および分配準備積立金（680,741,910円）より、分配対象収益は758,752,080円（1万口当たり205.65円）であり、うち36,889,955円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2021年9月22日至2021年10月20日) 第193計算期間末における費用控除後の配当等収益（90,592,678円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,712,916円）、および分配準備積立金（664,496,856円）より、分配対象収益は777,802,450円（1万口当たり235.46円）であり、うち33,033,436円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年4月21日至2021年5月20日) 第188計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,422,514円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,160,087円）、および分配準備積立金（684,936,928円）より、分配対象収益は752,519,529円（1万口当たり207.91円）であり、うち36,190,569円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2021年10月21日至2021年11月22日) 第194計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,696,372円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,332,830円）、および分配準備積立金（706,677,572円）より、分配対象収益は739,706,774円（1万口当たり229.16円）であり、うち32,278,461円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
	(自2021年5月21日至2021年6月21日) 第189計算期間末における費用控除後の配当等収益（55,077,457円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（23,900,742円）、および分配準備積立金（679,521,543円）より、分配対象収益は758,499,742円（1万口当たり213.62円）であり、うち35,504,987円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	(自2021年11月23日至2021年12月20日) 第195計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,445,622円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,188,501円）、および分配準備積立金（677,556,200円）より、分配対象収益は721,190,323円（1万口当たり226.09円）であり、うち31,897,872円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

(自2021年6月22日至2021年7月20日) 第190計算期間末における費用控除後の 配当等収益（46,066,050円）、費用控 除後、繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金 （23,604,073円）、および分配準備積 立金（687,207,832円）より、分配対象 収益は756,877,955円（1万口当たり 217.03円）であり、うち34,870,535円 （1万口当たり10円）を分配金額とし ております。	(自2021年12月21日至2022年1月20日) 第196計算期間末における費用控除後の 配当等収益（21,400,027円）、費用控 除後、繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金 （22,033,410円）、および分配準備積 立金（655,874,040円）より、分配対象 収益は699,307,477円（1万口当たり 223.14円）であり、うち31,339,824円 （1万口当たり10円）を分配金額とし ております。
(自2021年7月21日至2021年8月20日) 第191計算期間末における費用控除後の 配当等収益（40,096,028円）、費用控 除後、繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金 （23,270,848円）、および分配準備積 立金（686,209,727円）より、分配対象 収益は749,576,603円（1万口当たり 218.94円）であり、うち34,234,251円 （1万口当たり10円）を分配金額とし ております。	(自2022年1月21日至2022年2月21日) 第197計算期間末における費用控除後の 配当等収益（7,831,158円）、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益（0円）、収益調整金 （21,960,497円）、および分配準備積 立金（640,660,533円）より、分配対象 収益は670,452,188円（1万口当たり 215.81円）であり、うち31,066,617円 （1万口当たり10円）を分配金額とし ております。
(自2021年8月21日至2021年9月21日) 第192計算期間末における費用控除後の 配当等収益（28,962,922円）、費用控 除後、繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金 （22,860,598円）、および分配準備積 立金（677,500,701円）より、分配対象 収益は729,324,221円（1万口当たり 217.88円）であり、うち33,474,359円 （1万口当たり10円）を分配金額とし ております。	(自2022年2月22日至2022年3月22日) 第198計算期間末における費用控除後の 配当等収益（61,617,320円）、費用控 除後、繰越欠損金補填後の有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金 （21,992,502円）、および分配準備積 立金（612,595,914円）より、分配対象 収益は696,205,736円（1万口当たり 225.96円）であり、うち30,811,690円 （1万口当たり10円）を分配金額とし ております。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	特定33期 自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

２． 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定33期 (2022年3月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定32期（自 2021年3月23日 至 2021年9月21日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	159,716,050円
合計	159,716,050円

特定33期（自 2021年9月22日 至 2022年3月22日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	593,437,695円
合計	593,437,695円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定33期 自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	特定32期 (2021年9月21日現在)	特定33期 (2022年3月22日現在)
期首元本額	37,845,609,453円	33,474,359,037円
期中追加設定元本額	44,863,957円	45,692,016円
期中一部解約元本額	4,416,114,373円	2,708,360,415円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	グローバル・リート・マザー ファンド	2,363,723,112	7,425,163,411	
	グローバル好利回り株式マザー ファンド	1,441,783,738	4,882,168,093	
	G 2 0 α 債券マザーファンド	4,613,277,742	7,083,687,972	
	新興国高配当株式マザーファン ド	1,712,894,710	2,225,392,807	
	親投資信託受益証券 小計		21,616,412,283	
合 計			21,616,412,283	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

グローバル３資産ファンドは、「G 2 0 α 債券マザーファンド」、「グローバル好利回り株式マザーファンド」、「新興国高配当株式マザーファンド」および「グローバル・リート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

G 2 0 α 債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2021年9月21日現在)	(2022年3月22日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	15,914,536	27,758,470
金銭信託	2,561,482	3,343,551
コール・ローン	15,846,067	136,177,456
国債証券	7,308,368,164	6,679,017,617

特殊債券	155,179,641	176,378,990
派生商品評価勘定	1,934,622	14,117,692
未収入金	548,356	19,396
未収利息	50,042,790	58,711,302
前払費用	5,220,716	1,660,458
流動資産合計	7,555,616,374	7,097,184,932
資産合計	7,555,616,374	7,097,184,932
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,950,862	13,510,569
未払金	747,873	-
その他未払費用	285	75
流動負債合計	2,699,020	13,510,644
負債合計	2,699,020	13,510,644
純資産の部		
元本等		
元本	4,951,220,936	4,613,277,742
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,601,696,418	2,470,396,546
元本等合計	7,552,917,354	7,083,674,288
純資産合計	7,552,917,354	7,083,674,288
負債純資産合計	7,555,616,374	7,097,184,932

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。
----------------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2021年9月21日現在）	（2022年3月22日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,951,220,936口	4,613,277,742口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5255円 （1万口当たりの純資産額15,255円）	1口当たり純資産額 1.5355円 （1万口当たりの純資産額15,355円）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2022年3月22日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2021年9月21日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	285,251,258	-	284,847,420	403,838
	イギリス・ポンド	45,192,540	-	44,868,990	323,550
	ノルウェー・ク ローネ	12,317,600	-	12,570,000	252,400
	メキシコ・ペソ	43,678,080	-	43,532,800	145,280
	小計	386,439,478	-	385,819,210	620,268
	売建				
	オーストラリア・ ドル	55,742,960	-	55,643,000	99,960
	スウェーデン・ク ローナ	18,780,300	-	18,945,000	164,700
	オフショア・人民 元	84,634,026	-	84,046,500	587,526
	南アフリカ・ラン ド	147,240,330	-	147,800,000	559,670
	ポーランド・ズロ チ	73,152,196	-	72,510,360	641,836
	ユーロ	89,942,076	-	89,943,000	924
	小計	469,491,888	-	468,887,860	604,028
合 計		855,931,366	-	854,707,070	16,240

(2022年3月22日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	188,669,136	-	191,952,000	3,282,864
	カナダ・ドル	36,704,964	-	38,076,000	1,371,036
	イギリス・ポ ンド	46,047,168	-	47,259,000	1,211,832
	ノルウェー・ク ローネ	13,045,040	-	13,650,000	604,960
	メキシコ・ペソ	100,964,520	-	105,125,400	4,160,880

市場取引 以外の取引	ポーランド・ズ ロチ	200,911,893	-	204,098,510	3,186,617
	小計	586,342,721	-	600,160,910	13,818,189
	売建				
	オーストラリ ア・ドル	101,868,228	-	106,236,000	4,367,772
	スウェーデン・ クローナ	18,454,710	-	18,900,000	445,290
	オフショア・人 民元	73,731,080	-	75,092,000	1,360,920
	南アフリカ・ラ ンド	194,255,500	-	199,500,000	5,244,500
	ユーロ	116,890,416	-	118,683,000	1,792,584
	小計	505,199,934	-	518,411,000	13,211,066
	合 計	1,091,542,655	-	1,118,571,910	607,123

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2021年9月21日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,178,419,947円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	227,199,011円
2021年9月21日現在の元本の内訳	

グローバル３資産ファンド	4,951,220,936円
合 計	4,951,220,936円

(2022年3月22日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,951,220,936円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	337,943,194円
2022年3月22日現在の元本の内訳	
グローバル３資産ファンド	4,613,277,742円
合 計	4,613,277,742円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.625 05/15/30	660,000.00	577,599.00	
		T 0.75 04/30/26	400,000.00	374,452.00	
		T 0.875 11/15/30	1,940,000.00	1,723,554.20	
		T 1.125 05/15/40	2,070,000.00	1,618,470.90	
		T 1.25 04/30/28	1,430,000.00	1,338,165.40	
		T 1.5 08/15/26	5,020,000.00	4,835,264.00	
		T 2.875 10/31/23	960,000.00	973,420.80	
		T 3.75 08/15/41	330,000.00	386,380.50	
		T 4.375 02/15/38	2,090,000.00	2,641,383.80	
		T-BOND 15/11/2027	150,000.00	179,881.50	
	アメリカ・ドル小計		15,050,000.00	14,648,572.10 (1,758,414,595)	
	カナダ・ドル	CAN 1.25 06/01/30	910,000.00	840,849.10	
	カナダ・ドル小計		910,000.00	840,849.10 (80,090,877)	
	オーストラリア・ドル	ACGB 1 11/21/31	800,000.00	693,360.00	
		ACGB 3.25 04/21/25	1,500,000.00	1,558,155.00	
	オーストラリア・ドル小計		2,300,000.00	2,251,515.00 (199,371,652)	

シンガ ポー ル・ド ル	SIGB 2.375 06/01/25	210,000.00	214,242.00	
シンガポール・ドル小計		210,000.00	214,242.00 (18,913,284)	
イギリ ス・ポ ンド	UKT 1.5 07/22/47	460,000.00	425,555.20	
	UKT 4.5 12/07/42	400,000.00	581,132.00	
	UKT 6 12/07/28	150,000.00	193,833.00	
イギリス・ポンド小計		1,010,000.00	1,200,520.20 (189,274,015)	
デン マー ク・ク ローネ	DGB 1.75 11/15/25	1,000,000.00	1,057,720.00	
デンマーク・クローネ小計		1,000,000.00	1,057,720.00 (18,742,797)	
ス ウェー デン・ クロー ナ	SGB 1.5 11/13/23	2,500,000.00	2,547,325.00	
スウェーデン・クローナ小計		2,500,000.00	2,547,325.00 (32,096,295)	
メキシ コ・ペ ソ	MBONO 5.5 03/04/27	14,000,000.00	12,345,060.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	3,000,000.00	2,868,480.00	
	MBONO 8 11/07/47	6,000,000.00	5,689,440.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	5,000,000.00	5,018,100.00	
メキシコ・ペソ小計		28,000,000.00	25,921,080.00 (152,444,464)	
インド ネシ ア・ル ピア	INDOGB 6.5 02/15/31	5,000,000,000.00	4,931,250,000.00	
	INDONESIA GOV'T	20,300,000,000.00	22,598,975,000.00	
インドネシア・ルピア小計		25,300,000,000.00	27,530,225,000.00 (231,253,890)	
オフ ショ ア・人 民元	CHINA GOVT BOND	30,000,000.00	30,261,900.00	
	CHINA GOVT BOND	20,000,000.00	20,603,400.00	
	CHINA GOVT BOND	2,000,000.00	1,966,680.00	
	CHINA GOVT BOND	10,000,000.00	10,177,500.00	
オフショア・人民元小計		62,000,000.00	63,009,480.00 (1,186,140,859)	
マレー シア・ リン ギット	MALAYSIA GOVT	5,000,000.00	4,573,750.00	

マレーシア・リングgit 小計		5,000,000.00	4,573,750.00 (130,348,672)	
南アフリカ・ランド	SAGB 10.5 12/21/26	39,280,000.00	42,533,169.60	
南アフリカ・ランド小計		39,280,000.00	42,533,169.60 (341,116,019)	
タイ・バーツ	THAILAND GOVT	23,000,000.00	25,446,050.00	
タイ・バーツ小計		23,000,000.00	25,446,050.00 (90,587,938)	
ユーロ	BGB 1 06/22/31	540,000.00	551,739.60	
	BTPS 0.85 01/15/27	810,000.00	802,920.60	
	BTPS 2.8 12/01/28	440,000.00	479,899.20	
	BTPS 3.45 03/01/48	670,000.00	795,470.90	
	DBR 0.25 08/15/28	240,000.00	240,636.00	
	DBR 5.5 01/04/31	680,000.00	987,407.60	
	FRTR 0 02/25/27	1,000,000.00	982,810.00	
	FRTR 0 11/25/29	1,670,000.00	1,593,898.10	
	FRTR 0.5 06/25/44	300,000.00	254,532.00	
	FRTR 1.5 05/25/31	3,200,000.00	3,415,648.00	
	FRTR 5.5 04/25/29	300,000.00	404,961.00	
	SPGB 1.45 04/30/29	980,000.00	1,016,005.20	
	SPGB 4.2 01/31/37	500,000.00	675,105.00	
ユーロ小計		11,330,000.00	12,201,033.20 (1,608,462,207)	
日本・円	1 5 7 2 0 年国債	313,400,000	302,506,216	
	1 5 8 2 0 年国債	337,650,000	339,253,837	
日本・円小計		651,050,000	641,760,053	
国債証券合計			6,679,017,617 (6,037,257,564)	
特殊債券	ブラジル・レアル	INTL FIN CORP	8,000,000.00	7,255,200.00
	ブラジル・レアル小計		8,000,000.00	7,255,200.00 (176,378,990)
特殊債券合計			176,378,990 (176,378,990)	
合 計			6,855,396,607 (6,213,636,554)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	10銘柄	24.8%	28.3%

カナダ・ドル	国債証券	1銘柄	1.1%	1.3%
オーストラリア・ドル	国債証券	2銘柄	2.8%	3.2%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	3銘柄	2.7%	3.0%
デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	0.3%	0.3%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.5%	0.5%
メキシコ・ペソ	国債証券	4銘柄	2.2%	2.5%
インドネシア・ルピア	国債証券	2銘柄	3.3%	3.7%
ブラジル・レアル	特殊債券	1銘柄	2.5%	2.8%
オフショア・人民元	国債証券	4銘柄	16.7%	19.1%
マレーシア・リンギット	国債証券	1銘柄	1.8%	2.1%
南アフリカ・ランド	国債証券	1銘柄	4.8%	5.5%
タイ・バーツ	国債証券	1銘柄	1.3%	1.5%
ユーロ	国債証券	13銘柄	22.7%	25.9%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

グローバル好利回り株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年9月21日現在）	（2022年3月22日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	11,142,746	13,594,757
金銭信託	15,307,970	3,280,735
コール・ローン	94,699,513	133,619,052
株式	4,774,333,338	4,715,071,300
未収配当金	10,840,515	16,552,230
流動資産合計	4,906,324,082	4,882,118,074
資産合計	4,906,324,082	4,882,118,074
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	1,910	183
流動負債合計	1,910	183
負債合計	1,910	183
純資産の部		
元本等		
元本	1,653,333,832	1,441,783,738
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,252,988,340	3,440,334,153
元本等合計	4,906,322,172	4,882,117,891
純資産合計	4,906,322,172	4,882,117,891
負債純資産合計	4,906,324,082	4,882,118,074

(２) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2021年9月21日現在)	(2022年3月22日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,653,333,832口	1,441,783,738口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.9675円 (1万口当たりの純資産額29,675円)	1口当たり純資産額 3.3862円 (1万口当たりの純資産額33,862円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
-----	------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2022年3月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

(2021年9月21日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,064,128,203円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	410,794,371円
2021年9月21日現在の元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	1,653,333,832円
合 計	1,653,333,832円

(2022年3月22日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,653,333,832円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	211,550,094円

2022年3月22日現在の元本の内訳

グローバル３資産ファンド

1,441,783,738円

合 計

1,441,783,738円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	大和ハウス工業	20,800	3,310.000	68,848,000	
	日本たばこ産業	24,000	2,064.000	49,536,000	
	日本ユニシス	14,900	3,110.000	46,339,000	
	三井物産	34,500	3,332.000	114,954,000	
	オリックス	36,900	2,434.000	89,814,600	
日本・円小計		131,100		369,491,600	
アメリカ・ドル	CHEVRON CORP	10,845	164.640	1,785,520.80	
	EXXON MOBIL CORP	18,706	82.200	1,537,633.20	
	AVERY DENNISON CORP	3,070	170.770	524,263.90	
	EATON CORP PLC	2,570	154.600	397,322.00	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	3,285	272.910	896,509.35	
	UNION PACIFIC CORP	1,581	264.510	418,190.31	
	MCDONALD'S CORP	3,096	235.320	728,550.72	
	HOME DEPOT INC	4,250	329.370	1,399,822.50	
	COCA-COLA CO/THE	14,543	60.580	881,014.94	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	10,345	61.370	634,872.65	
	PEPSICO INC	6,310	162.560	1,025,753.60	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	4,318	150.720	650,808.96	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	2,135	507.660	1,083,854.10	
	ABBVIE INC	7,184	160.050	1,149,799.20	
	ELI LILLY & CO	5,000	289.640	1,448,200.00	
	MERCK & CO. INC.	9,765	79.060	772,020.90	
	JPMORGAN CHASE & CO	6,448	139.650	900,463.20	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	5,080	193.010	980,490.80	
	S&P GLOBAL INC	1,233	404.760	499,069.08	
	MICROSOFT CORP	3,626	299.160	1,084,754.16	
	ANALOG DEVICES INC	3,562	164.220	584,951.64	
	BROADCOM INC	1,500	601.290	901,935.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	6,484	180.460	1,170,102.64	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,191	157.010	815,038.91	

	NEXTERA ENERGY INC	13,882	81.800	1,135,547.60	
アメリカ・ドル小計		154,009		23,406,490.16 (2,809,715,079)	
カナダ・ドル	MANULIFE FINANCIAL CORP	22,698	25.880	587,424.24	
カナダ・ドル小計		22,698		587,424.24 (55,952,159)	
オーストラリア・ドル	BHP GROUP LTD	25,303	46.450	1,175,324.35	
オーストラリア・ドル小計		25,303		1,175,324.35 (104,074,971)	
香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	22,000	130.100	2,862,200.00	
香港・ドル小計		22,000		2,862,200.00 (43,906,148)	
イギリス・ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	17,192	39.100	672,207.20	
	ASHTED GROUP PLC	11,067	54.420	602,266.14	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	20,458	31.640	647,291.12	
	ASTRAZENECA PLC	6,757	96.290	650,631.53	
イギリス・ポンド小計		55,474		2,572,395.99 (405,563,952)	
スイス・フラン	SIKA AG-REG	3,964	308.000	1,220,912.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	300	1,223.500	367,050.00	
スイス・フラン小計		4,264		1,587,962.00 (203,608,489)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	17,649	45.775	807,882.97	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	7,270	150.700	1,095,589.00	
	SIEMENS AG-REG	4,155	133.080	552,947.40	
	TELEPERFORMANCE	2,154	352.400	759,069.60	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	720	633.200	455,904.00	
	ING GROEP NV	45,617	9.410	429,255.97	
	VONOVIA SE	9,267	43.680	404,782.56	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	23,323	16.596	387,068.50	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	20,608	28.630	590,007.04	
ユーロ小計		130,763		5,482,507.04 (722,758,903)	
合 計		545,611		4,715,071,300 (4,345,579,700)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	25銘柄	57.6%	64.7%

カナダ・ドル	株式	1銘柄	1.1%	1.3%
オーストラリア・ドル	株式	1銘柄	2.1%	2.4%
香港・ドル	株式	1銘柄	0.9%	1.0%
イギリス・ポンド	株式	4銘柄	8.3%	9.3%
スイス・フラン	株式	2銘柄	4.2%	4.7%
ユーロ	株式	9銘柄	14.8%	16.6%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

新興国高配当株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(2021年9月21日現在)	(2022年3月22日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	57,165,011	79,853,032
金銭信託	8,781,765	1,356,322
コール・ローン	54,326,525	55,240,818
株式	2,289,261,980	2,082,455,328
派生商品評価勘定	3,788	-
未収配当金	3,704,249	6,447,584
流動資産合計	2,413,243,318	2,225,353,084
資産合計	2,413,243,318	2,225,353,084
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,943	-
その他未払費用	1,166	136
流動負債合計	5,109	136
負債合計	5,109	136
純資産の部		
元本等		
元本	1,906,048,511	1,712,894,710
剰余金		
剰余金又は欠損金 ()	507,189,698	512,458,238
元本等合計	2,413,238,209	2,225,352,948
純資産合計	2,413,238,209	2,225,352,948
負債純資産合計	2,413,243,318	2,225,353,084

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
-----	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2021年9月21日現在）	（2022年3月22日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,906,048,511口	1,712,894,710口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2661円 （1万口当たりの純資産額12,661円）	1口当たり純資産額 1.2992円 （1万口当たりの純資産額12,992円）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

２． 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2022年3月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年9月21日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,416,070	-	1,412,127	3,943
	小計	1,416,070	-	1,412,127	3,943
	売建				
	台湾・ドル	1,416,070	-	1,412,282	3,788
	小計	1,416,070	-	1,412,282	3,788
合 計		2,832,140	-	2,824,409	155

（注）1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（2022年3月22日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年9月21日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,021,014,038円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	114,965,527円
2021年9月21日現在の元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	1,906,048,511円
合 計	1,906,048,511円

（2022年3月22日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,906,048,511円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	193,153,801円
2022年3月22日現在の元本の内訳	
グローバル3資産ファンド	1,712,894,710円
合 計	1,712,894,710円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

			評価額	
--	--	--	-----	--

通貨	銘柄	株数	単価	金額	備考
アメリカ・ドル	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	20,000	13.800	276,000.00	
	BANCO DE CHILE-ADR	8,000	22.620	180,960.00	
	BANCO SANTANDER-CHILE-ADR	8,000	22.720	181,760.00	
	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	82,000	5.420	444,440.00	
	XP INC - CLASS A	1,701	32.330	54,993.33	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JO	9,714	5.500	53,427.00	
アメリカ・ドル小計		129,415		1,191,580.33 (143,037,303)	
香港・ドル	BOC AVIATION LTD	57,000	59.350	3,382,950.00	
	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	268,000	13.200	3,537,600.00	
	CHINA YONGDA AUTOMOBILES SER	297,500	7.890	2,347,275.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,110,000	5.620	6,238,200.00	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	53,000	59.950	3,177,350.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	768,000	4.590	3,525,120.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	124,000	35.900	4,451,600.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	170,000	37.450	6,366,500.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	78,000	30.950	2,414,100.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	330,000	10.960	3,616,800.00	
香港・ドル小計		3,255,500		39,057,495.00 (599,141,972)	
台湾・ドル	UNITED INTEGRATED SERVICES	36,000	194.500	7,002,000.00	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	80,500	248.500	20,004,250.00	
	WIWYNN CORP	4,000	937.000	3,748,000.00	
	YAGEO CORPORATION	9,000	418.500	3,766,500.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	120,000	105.000	12,600,000.00	
	MEDIATEK INC	19,000	978.000	18,582,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	17,000	450.500	7,658,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	58,000	586.000	33,988,000.00	
台湾・ドル小計		343,500		107,349,250.00 (451,994,017)	
メキシコ・ペソ	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	168,574	77.690	13,096,514.06	

メキシコ・ペソ小計		168,574		13,096,514.06 (77,021,909)	
インド・ルピー	LARSEN & TOUBRO LTD	14,665	1,756.300	25,756,139.50	
	ICICI BANK LTD	13,623	710.750	9,682,547.25	
	INFOSYS LTD	15,800	1,853.050	29,278,190.00	
インド・ルピー小計		44,088		64,716,876.75 (102,252,665)	
インドネシア・ルピア	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,650,000	4,590.000	12,163,500,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,000,000	4,550.000	9,100,000,000.00	
インドネシア・ルピア小計		4,650,000		21,263,500,000.00 (178,613,400)	
ブラジル・レアル	BANCO BRADESCO SA-PREF	75,000	21.630	1,622,250.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	86,517	13.880	1,200,855.96	
ブラジル・レアル小計		161,517		2,823,105.96 (68,631,682)	
チェコ・コルナ	PHILIP MORRIS CR AS	285	17,000.000	4,845,000.00	
チェコ・コルナ小計		285		4,845,000.00 (25,864,548)	
韓国・ウォン	KB FINANCIAL GROUP INC	9,400	57,400.000	539,560,000.00	
	MACQUARIE KOREA INFRA FUND	52,000	13,550.000	704,600,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	21,300	63,900.000	1,361,070,000.00	
韓国・ウォン小計		82,700		2,605,230,000.00 (255,833,586)	
オフショア・人民元	MIDEA GROUP CO LTD-A	20,000	58.450	1,169,000.00	
オフショア・人民元小計		20,000		1,169,000.00 (22,006,191)	
マレーシア・リングgit	UCHI TECHNOLOGIES BHD	431,900	2.970	1,282,743.00	
マレーシア・リングgit小計		431,900		1,282,743.00 (36,557,278)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	5,517	220.660	1,217,381.22	
	BID CORP LTD	13,368	316.670	4,233,244.56	
	FIRSTRAND LTD	40,000	71.760	2,870,400.00	

南アフリカ・ランド小計		58,885		8,321,025.78 (66,734,627)	
タイ・ パーツ	TISCO FINANCIAL GROUP- NVDR	155,000	99.250	15,383,750.00	
タイ・パーツ小計		155,000		15,383,750.00 (54,766,150)	
合 計		9,501,364		2,082,455,328 (2,082,455,328)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	6銘柄	6.4%	6.9%
香港・ドル	株式	10銘柄	26.9%	28.8%
台湾・ドル	株式	8銘柄	20.3%	21.7%
メキシコ・ペソ	株式	1銘柄	3.5%	3.7%
インド・ルピー	株式	3銘柄	4.6%	4.9%
インドネシア・ルピア	株式	2銘柄	8.0%	8.6%
ブラジル・レアル	株式	2銘柄	3.1%	3.3%
チェコ・コルナ	株式	1銘柄	1.2%	1.2%
韓国・ウォン	株式	3銘柄	11.5%	12.3%
オフショア・人民元	株式	1銘柄	1.0%	1.1%
マレーシア・リングギ ット	株式	1銘柄	1.6%	1.8%
南アフリカ・ランド	株式	3銘柄	3.0%	3.2%
タイ・パーツ	株式	1銘柄	2.5%	2.6%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

グローバル・リート・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2021年9月21日現在）	（2022年3月22日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	294,648,265	1,072,040,688
金銭信託	163,645,288	7,413,500
コール・ローン	1,012,356,876	301,939,908
投資証券	52,505,877,437	53,057,347,698
派生商品評価勘定	-	721,523
未収入金	527,117	418,604,191
未収配当金	195,721,710	227,694,196
流動資産合計	54,172,776,693	55,085,761,704

資産合計	54,172,776,693	55,085,761,704
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	239,414
未払解約金	-	150,000,000
その他未払費用	18,505	672
流動負債合計	18,505	150,240,086
負債合計	18,505	150,240,086
純資産の部		
元本等		
元本	19,159,158,177	17,488,012,939
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	35,013,600,011	37,447,508,679
元本等合計	54,172,758,188	54,935,521,618
純資産合計	54,172,758,188	54,935,521,618
負債純資産合計	54,172,776,693	55,085,761,704

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（ 2021年9月21日現在 ）	（ 2022年3月22日現在 ）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	19,159,158,177口	17,488,012,939口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.8275円 （ 1万口当たりの純資産額28,275円 ）	1口当たり純資産額 3.1413円 （ 1万口当たりの純資産額31,413円 ）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
４． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2022年3月22日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年9月21日現在）

該当事項はありません。

（2022年3月22日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	198,148,202	-	198,869,725	721,523
	小計	198,148,202	-	198,869,725	721,523
	売建				
	ユーロ	919,943,060	-	920,182,474	239,414
	小計	919,943,060	-	920,182,474	239,414
合 計		1,118,091,262	-	1,119,052,199	482,109

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2021年9月22日 至 2022年3月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2021年9月21日現在）
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	21,615,612,075円
同期中における追加設定元本額	160,735,123円
同期中における一部解約元本額	2,617,189,021円
2021年9月21日現在の元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	14,422,968,345円
三井住友・グローバル・リート・オープン（３カ月決算型）	1,418,383,045円
グローバル３資産ファンド	2,615,265,409円
三井住友・グローバル・リート・オープン（１年決算型）	305,394,963円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	270,305,122円
ＤＣグローバル・リート・オープン	126,841,293円
合 計	19,159,158,177円

（ 2022年3月22日現在 ）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	19,159,158,177円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	1,671,145,238円
2022年3月22日現在の元本の内訳	
三井住友・グローバル・リート・オープン	13,139,669,122円
三井住友・グローバル・リート・オープン（３カ月決算型）	1,318,992,202円
グローバル３資産ファンド	2,363,723,112円
三井住友・グローバル・リート・オープン（１年決算型）	291,618,622円
グローバル不動産投信（隔月決算型）	249,050,204円
ＤＣグローバル・リート・オープン	124,959,677円
合 計	17,488,012,939円

（ ３ ） 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	163,184.00	9,007,756.80	
		BOSTON PROPERTIES INC	124,703.00	15,651,473.53	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	209,065.00	5,172,268.10	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	34,642.00	5,713,851.48	
		COUSINS PROPERTIES INC	138,923.00	5,506,907.72	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	4,314,100.00	4,961,215.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	101,266.00	13,891,669.88	
		EQUITY RESIDENTIAL	79,677.00	7,082,488.53	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	56,155.00	6,591,473.90	

	HOST HOTELS & RESORTS INC	331,633.00	6,118,628.85	
	KILROY REALTY CORP	108,570.00	8,084,122.20	
	KIMCO REALTY CORP	293,065.00	7,018,906.75	
	KITE REALTY GROUP TRUST	346,200.00	7,602,552.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,202.00	5,837,249.96	
	PROLOGIS INC	31,575.00	5,017,899.00	
	PUBLIC STORAGE	22,123.00	8,131,529.88	
	REALTY INCOME CORP	133,342.00	8,877,910.36	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	46,479.00	5,998,579.74	
	UDR INC	153,161.00	8,694,949.97	
	VENTAS INC	268,711.00	15,966,807.62	
	WELLTOWER INC	51,068.00	4,734,003.60	
	WP CAREY INC	140,636.00	11,253,692.72	
	アメリカ・ドル小計	7,176,480.00	176,915,937.59 (21,236,989,147)	
カナ ダ・ド ル	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	186,959.00	18,086,413.66	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	754,990.00	19,395,693.10	
	カナダ・ドル小計	941,949.00	37,482,106.76 (3,570,170,669)	
オース トラリ ア・ド ル	CHARTER HALL LONG WALE REIT	2,783,044.00	14,750,133.20	
	GOODMAN GROUP	604,496.00	13,643,474.72	
	GPT GROUP	963,793.00	4,847,878.79	
	SCENTRE GROUP	7,142,533.00	21,856,150.98	
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	2,450,345.00	7,228,517.75	
	STOCKLAND	2,400,668.00	10,130,818.96	
	VICINITY CENTRES	3,806,933.00	6,814,410.07	
	オーストラリア・ドル小計	20,151,812.00	79,271,384.47 (7,019,481,095)	
香港・ ドル	LINK REIT	1,518,500.00	101,132,100.00	
	香港・ドル小計	1,518,500.00	101,132,100.00 (1,551,366,414)	
シンガ ポー ル・ド ル	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	8,303,100.00	18,515,913.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	2,770,100.00	6,482,034.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	7,669,221.00	14,111,366.64	
	シンガポール・ドル小計	18,742,421.00	39,109,313.64 (3,452,570,207)	
イギリ ス・ポ ンド	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	537,013.00	3,630,207.88	
	SEGRO PLC	327,169.00	4,287,549.74	
	UNITE GROUP PLC/THE	313,768.00	3,540,871.88	

イギリス・ポンド小計		1,177,950.00	11,458,629.50 (1,806,567,527)	
ユーロ	AEDIFICA	70,664.00	7,716,508.80	
	KLEPIERRE	304,974.00	6,889,362.66	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	600,553.00	6,128,643.36	
ユーロ小計		976,191.00	20,734,514.82 (2,733,431,089)	
日本・ 円	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,058	853,041,000	
	G L P 投資法人	6,053	1,111,330,800	
	星野リゾート・リート投資法人	616	418,880,000	
	イオンリート投資法人	2,449	368,084,700	
	ヒューリックリート投資法人	5,481	891,210,600	
	日本リート投資法人	1,546	586,707,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	6,013	964,485,200	
	日本ビルファンド投資法人	1,997	1,353,966,000	
	日本都市ファンド投資法人	13,968	1,394,006,400	
	N T T 都市開発リート投資法人	4,849	758,383,600	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	8,420	1,143,436,000	
	インヴィンシブル投資法人	3,397	140,805,650	
	大和証券オフィス投資法人	1,182	891,228,000	
	大和証券リビング投資法人	6,863	811,206,600	
日本・円小計		64,892	11,686,771,550	
投資証券合計			53,057,347,698 (41,370,576,148)	
合 計			53,057,347,698 (41,370,576,148)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	22銘柄	38.7%	51.3%
カナダ・ドル	投資証券	2銘柄	6.5%	8.6%
オーストラリア・ドル	投資証券	7銘柄	12.8%	17.0%
香港・ドル	投資証券	1銘柄	2.8%	3.7%
シンガポール・ドル	投資証券	3銘柄	6.3%	8.3%
イギリス・ポンド	投資証券	3銘柄	3.3%	4.4%
ユーロ	投資証券	3銘柄	5.0%	6.6%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル３資産ファンド

2022年4月28日現在

資産総額	22,196,718,604円
負債総額	35,905,416円
純資産総額（ - ）	22,160,813,188円
発行済口数	30,095,987,636口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	0.7363円 （7,363円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2022年4月28日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近５年間ににおける資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

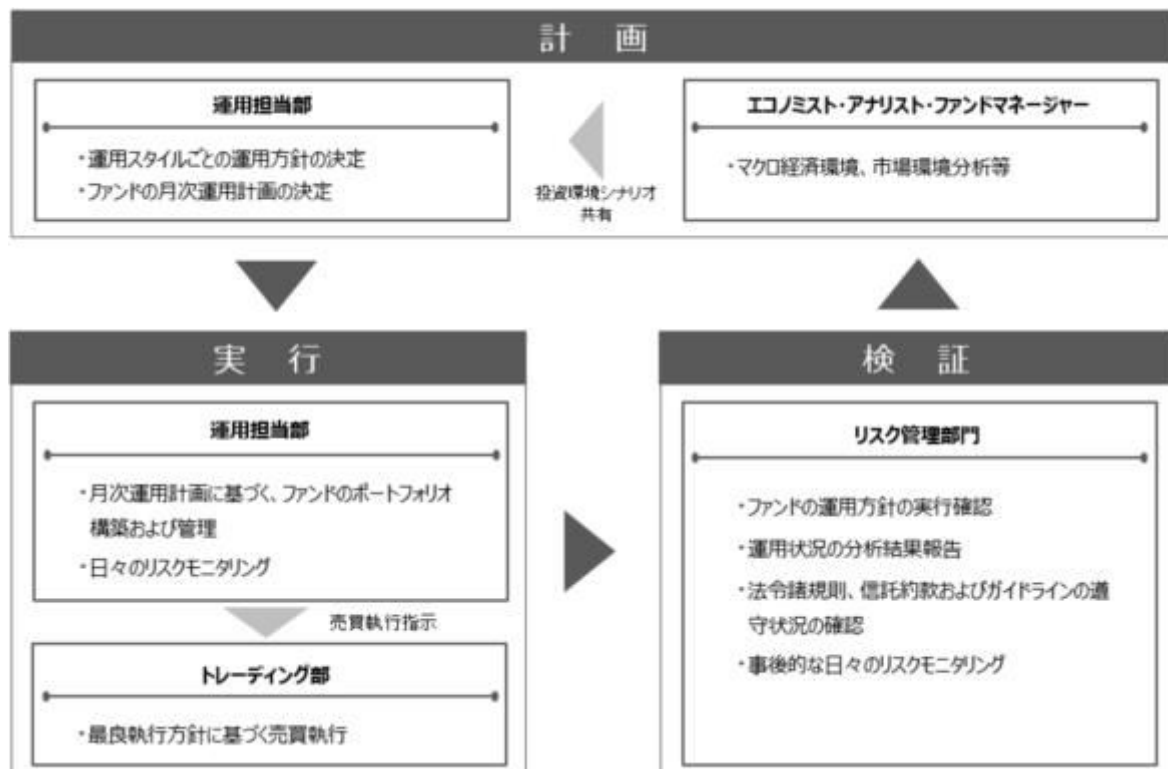
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年4月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	720	9,142,021
単位型株式投資信託	100	496,669
追加型公社債投資信託	1	25,912
単位型公社債投資信託	188	367,669
合 計	1,009	10,032,273

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第37期中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975

その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483
建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035

負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支援手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920
協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		

役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023
租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日
	至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		778,113		13,164
受取利息		947		2,736
時効成立分配金・償還金		1,041		88,335
原稿・講演料		2,061		2,603
投資有価証券償還益		6,398		57,388
投資有価証券売却益		24,206		162,941
雑収入		53,484		72,933
営業外収益合計		866,254		400,104
営業外費用				
為替差損		72,457		766
投資有価証券償還損		129,006		11,762
投資有価証券売却損		12,906		34,473
雑損失		8,334		1,240
営業外費用合計		222,704		48,243
経常利益		2,166,469		422,288
特別損失				
固定資産除却損	1	110,668		54,493
減損損失	2	46,417		28,097,346
合併関連費用		42,800		-
早期退職費用	3	-		216,200
本社移転費用	4	133,168		127,044
その他特別損失		-		5,460
特別損失合計		333,054		28,500,544
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）		1,833,414		28,078,256
法人税、住民税及び事業税		1,874,278		1,549,173
法人税等調整額		619,676		693,192
法人税等合計		1,254,602		855,980

当期純利益又は
当期純損失（ ）

578,811

28,934,237

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当				-				711,271
当期純損失（ ）				-				28,934,237

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				-				
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失（　）	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	132,559千円	93,374千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	- 千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	- 千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020年7月13日から2020年9月30日まで）の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日
----------------------	------	---------	-------	----------------	----------------

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
其他有価証券 非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

其他有価証券については、市場価格がないため、「(6) 其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) 其他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（2020年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 45,369千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
割引率	0.000%	0.020%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
(単位：千円)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額（注）	193,485	218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産（負債）の純額	2,963,538	2,566,958

（注）評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当事業年度 (2021年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため 記載を省略してあります。
（調整）		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度(自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)

１．関連当事者との取引

（１）兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

１．関連当事者との取引

（１）兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
１株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（ ）	17.09円	854.27円

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
１株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（ ）（千円）	578,811	28,934,237
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

第37期中間会計期間 (2021年 9 月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		38,529,337
顧客分別金信託		300,038
前払費用		518,490
未収委託者報酬		10,909,133
未収運用受託報酬		2,723,571
未収投資助言報酬		399,072
未収収益		39,947
その他		224,189
流動資産合計		53,643,782
固定資産		
有形固定資産	1	2,218,463
無形固定資産		
のれん		3,502,221
顧客関連資産		14,615,253
その他		2,778,211
無形固定資産合計		20,895,685
投資その他の資産		
投資有価証券		22,000,657
関係会社株式		11,246,398
その他		1,595,579
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		34,821,886
固定資産合計		57,936,035
資産合計		111,579,818
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,567
顧客からの預り金		12,736
その他の預り金		100,610
未払金		5,104,509
未払費用		7,204,066
未払法人税等		1,493,440
前受収益		32,829
賞与引当金		1,725,017

その他	2	695,069
流動負債合計		16,371,848
固定負債		
リース債務		6,309
繰延税金負債		2,389,323
退職給付引当金		5,414,560
その他		40,950
固定負債合計		7,851,143
負債合計		24,222,992
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,761,706
利益剰余金合計		2,045,951
株主資本合計		86,141,897
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,214,928
評価・換算差額等合計		1,214,928
純資産合計		87,356,826
負債純資産合計		111,579,818

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		32,740,035
運用受託報酬		4,392,826
投資助言報酬		633,982
その他の営業収益		117,708
営業収益計		37,884,552
営業費用		25,219,811
一般管理費	1	9,605,282
営業利益		3,059,458
営業外収益	2	198,028
営業外費用	3	26,126
経常利益		3,231,360
特別損失	4	146,753
税引前中間純利益		3,084,607
法人税、住民税及び事業税		1,373,478
法人税等調整額		334,822
法人税等合計		1,038,655
中間純利益		2,045,951

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242
当中間期変動額								
欠損填補			8,460,037	8,460,037				8,460,037
中間純利益								2,045,951
任意積立金の取崩						60,000	1,476,959	1,536,959
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	8,460,037	8,460,037	-	60,000	1,476,959	12,042,949
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	-	-	1,761,706

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311
当中間期変動額					
欠損填補	8,460,037	-			-
中間純利益	2,045,951	2,045,951			2,045,951
任意積立金の取崩					
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			265,562	265,562	265,562
当中間期変動額合計	10,505,989	2,045,951	265,562	265,562	2,311,514
当中間期末残高	2,045,951	86,141,897	1,214,928	1,214,928	87,356,826

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「収益認識会計基準」等を当中間会計期間の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用が中間財務諸表に及ぼす影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第37期中間会計期間 (2021年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,320,556千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 差引額 10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額73,437千円の支払保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.一般管理費のうち主要なもの	のれん償却費 152,270千円 減価償却実施額 有形固定資産 191,604千円 無形固定資産 1,304,363千円
2.営業外収益のうち主要なもの	為替差益 6,622千円 受取配当金 4,755千円 投資有価証券償還益 90,952千円 投資有価証券売却益 48,142千円
3.営業外費用のうち主要なもの	投資有価証券償還損 15,001千円 投資有価証券売却損 8,258千円
4.特別損失のうち主要なもの	システム統合関連費用 145,261千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

（リース取引関係）

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側)	未経過リース料（解約不能のもの） 1年以内 1,179,776千円 1年超 2,903,862千円 合 計 4,083,639千円

（金融商品関係）

1.金融商品の時価等に関する事項

第37期中間会計期間（2021年9月30日）

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	38,529,337	38,529,337	-
(2)顧客分別金信託	300,038	300,038	-
(3)未収委託者報酬	10,909,133	10,909,133	-
(4)未収運用受託報酬	2,723,571	2,723,571	-
(5)未収投資助言報酬	399,072	399,072	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	21,960,848	21,960,848	-
(7)投資その他の資産 長期差入保証金	1,408,170	1,408,170	-
資産計	76,230,173	76,230,173	-
(1)顧客からの預り金	12,736	12,736	-
(2)未払金 未払手数料	4,996,181	4,996,181	-
負債計	5,008,917	5,008,917	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）顧客分別金信託、（３）未収委託者報酬、（４）未収運用受託報酬、及び（５）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（６）投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（７）投資その他の資産

 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）顧客からの預り金、及び（２）未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	39,809
合計	39,809
子会社株式 非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「（６）その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「（６）その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（2021年9月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,269,607	14,102,355	2,167,252
小計	16,269,607	14,102,355	2,167,252
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,691,240	6,001,639	310,398
小計	5,691,240	6,001,639	310,398
合計	21,960,848	20,103,994	1,856,853

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第37期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	32,740,035	4,392,826	633,982	117,708	37,884,552

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第37期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,579円18銭
1株当たり中間純利益	60円41銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 342,037百万円（2021年3月末現在）

- （八）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2021年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2021年3月末現在	事業の内容
PayPay銀行株式会社	37,250	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社武蔵野銀行	45,743	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社きらぼし銀行	43,734	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社第四北越銀行	32,776	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	46,773	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社四国銀行	25,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	24,200	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社大光銀行	10,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社長野銀行	13,017	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社愛媛銀行	21,367	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
京都信用金庫	12,021	信用金庫法に基づき、金融業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＯＫＢ証券株式会社	1,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

北洋証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六ＴＴ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくＴＴ証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＦＦＧ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三木証券株式会社	500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

京都信用金庫の資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

アイザワ証券株式会社の資本金の額は、2021年10月1日現在です。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

- （イ）名称 ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・フランス
- （ロ）資本金の額 120,340,176ユーロ（2021年12月末現在）
- （ハ）事業の内容 フランスの金融市場庁の監督下で、投資顧問業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの主要投資対象の一つであるグローバル・リート・マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）
該当ありません。

第３【その他】

- １ 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
 - （１）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
 - （２）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
 - （３）委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
 - （４）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - （５）目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - （６）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - （７）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
 - （８）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - （９）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - （１０）ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - （１１）写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- ２ 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- ３ 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- ４ 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- ５ 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- ６ 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年 6 月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菅 野 雅 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 藤 栄 裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松 井 貴 志

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル3資産ファンドの2021年9月22日から2022年3月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル3資産ファンドの2022年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野 雅 子
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 栄 裕
--------------------	-------	---------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の

表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。